申込みにあたっての留意事項

国土交通省 近畿地方整備局

災害時建設業事業継続力認定委員会事務局

これまで災害時建設業事業継続力認定制度における申込みにあたっては、以下の内容において指摘が多いことから、これらの内容に注意し、近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度申込要領(以下「申込要領」という。)を今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

項目	審査における主な確認内容	主な指摘内容 (抜粋)	作成時の留意点
【A-2】 被害の想定(申 込要領 P16参照)	懸念されている各種災害が	○懸念される災害に漏れがある。	○国土交通省 ハザード
	記入されているか。		マップポータルサイト
	対応拠点、代替拠点等周辺の災害を想定しているか。	○対応拠点等において、懸念される災害のハザードマップが一部の災害に関するマップしか添付されていない。○ハザードマップに代替拠点等のプロットがされていない。○添付されているハザードマップが最新のマップでない。	を確認のうえ、対応拠 点、代替拠点 両方の位
			置を示す。
			■地震災害
			https://disaportal.gsi.go.jp/h
			azardmap/bousaimap/index.html?
	対応拠点、代替拠点等の建 物が受ける被害の想定を確 認しているか。	○対応拠点のみ記載があり、代替拠点について記載されていない。○対応拠点または代替拠点において懸念される災害に関わるハザードマップが不足している。	code=1
			■洪水、土砂災害、津波
			https://disaportal.gsi.go.jp/h
			azardmap/index.html
【B-2】 費用のさほど かからない対 策 (申込要領 P25参照)	建物や設備等について、多 大な費用がかからない範囲 で対策に着手しているか。	○前回申込み時からの地震対策等の実施状況が記載されていない。○必要な地震対策を記載しているが、未実施かつ対策実施予定について記載されていない。	○更新申込の場合は、地震対策の実施状況を 適時見直し、修正日を 記載する
【C-2】 対応拠点を置 く場合の発動 基準(申込要領 P28参照)	緊急時の応援態勢を立ち上 げる発動の基準や代替拠点 へ移行する意思決定者が明 確に決まっているか。	○対応拠点を代替拠点へ移行する意思 決定者の記載がされていない。○対応拠点が使用不可となると想定される理由が記載されていない。(津波浸水、建物の損傷等)	○代替拠点移行の意思 決定者を明記○対応拠点が使用不可 になる場合の想定理 由を記載
【E-1】 自社で保有し ている資源の 認識(申込要領 P32参照)	応急対応業務を担当するメンバー、できれば社員全員が活動するための備蓄品を備蓄しているか。 備蓄量が満たない場合は不足理由を記載しているか。	○備蓄目標数が記載されていない。○飲料水の容量単位が記載されていない。	○備蓄目標数を記載 ○飲料水は容量単位も 記載
【F-2】 事業継続計画 の改善計画等 の記載(申込要 領P36参照)	事業継続計画について、定期的に点検し、改善・更新する計画を策定するとともに、点検記録や改善・更新記録を添付しているか。	○改善計画に記載している改善計画等 の作成(立案、更新)日の記載がない。 ○事業継続計画に、点検計画または改善・更新計画の頻度やサイクル、実施 日等が記載されていない。 ○点検計画または改善・更新計画等の各 種計画に記載している点検頻度等と、 実際の点検実施記録内容と不一致。	○各計画の立案・更新等の目付を明記

- ※1 項目及び審査における主な確認内容については、申込要領の記載内容を再掲したものになります。
- ※2 上記内容についてのお問い合わせは国土交通省 近畿地方整備局 防災室までお願いいたします。